

(目的)

第1条 この要綱は、子育ての孤立化の解消を目的とした親・子・孫の多世代における近居・同居を応援し、区内での定住化を促進するとともに、子育てや子どもの見守りなど多世代で互いに支え合う住環境の創出を図るために実施する世田谷区多世代近居・同居応援金（以下「応援金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 転居した日（住民基本台帳に記録された日をいう。以下同じ。）において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第7条に規定する応援金の交付申請時点（以下「交付申請時」という。）で、母子健康手帳が交付されている者の胎児を含む。）及びその親である夫婦（転居した日において夫婦ではない場合において、交付申請時まで、夫婦となった場合を含む。）で構成され、生計を一にする世帯をいい、ひとり親世帯を含む。
- (2) 親世帯 子育て世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの一親等以内尊属（介護保険施設等に入所している者を除く。）を含んで構成された世帯をいう。
- (3) 夫婦 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の住民票の記載事項において、「世帯主」と「世帯主との続柄が夫又は妻と記載されている世帯員（未届を含む。）」の関係にあるもの又は世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の交付を受けた関係にあるものをいう。
- (4) 民間賃貸住宅 公営住宅、社宅・官舎等の給与住宅及び契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅を除いた居住用の賃貸住宅のうち、申請者世帯が賃貸借契約を締結した住宅をいう。
- (5) 私宅 申請者世帯が居住の用に供するため、建築し、又は購入した住宅（建築請負工事契約又は売買契約を締結した住宅をいう。）をいう。
- (6) 礼金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に謝礼として支払う金銭をいう。
- (7) 権利金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に支払うものとして賃借権設定の対価としての性質を有するものをいう。
- (8) 近居 直線距離が3.0キロメートル以内又は同一区立中学校区域内若しくは隣接する区立中学校区域内に子育て世帯及び親世帯のいずれもが世田谷区内（以下「区内」という。）に居住することをいう。
- (9) 同居 子育て世帯と親世帯が区内において同一の住宅に居住することをいう。ただし、

同一の敷地内で別の家屋に暮らす場合及び集合住宅で各住戸の区分が明確な建物で別の住戸に居住する場合を除く。

- (10) 申請者 応援金の交付を受けようとする世帯の代表者をいう。
- (11) 申請者世帯 申請者の属する世帯をいう。

(対象世帯等の要件)

第3条 応援金の交付対象となる世帯は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する子育て世帯又は親世帯とする。

- (1) 次のいずれかに該当する近居又は同居であること。
 - ア 区外から区内への転入を伴う近居又は同居
 - イ 区内で近居又は同居していない状態にある子育て世帯と親世帯のいずれか一方又はその両方が転居に伴い新たに開始する近居又は同居
- (2) 転居した日において、子育て世帯又は親世帯のうち申請者世帯ではない方の世帯（以下「申請者ではない方の世帯」という。）が、引き続き1年以上区内に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 交付申請時において、子育て世帯及び親世帯の全員（交付申請時において、18歳未満の者を除く。）が住民税を滞納していないこと。
- (4) 申請者世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (5) 申請者世帯が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
- (6) 子育て世帯及び親世帯に属する世帯員が暴力団関係者又は暴力団員（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付要綱（6世居支第511号）に基づく助成金及びこの要綱による応援金の交付を過去に受けた世帯でないこと。
- (8) 申請者世帯に外国人がいる場合、在留資格を有していること。
- (9) 区内に転入・転居した日から起算して5年以上にわたって近居又は同居を継続する見込みであること。

(対象住宅)

第4条 対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、申請者世帯が転入又は転居後に居住する住宅であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当する住宅とする。

- (1) 区内に所在する私宅若しくは民間賃貸住宅又は子育て世帯と親世帯のうち申請者世帯ではない方の世帯が所有等をしていた住宅であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合又は同等の耐震性能を有していること。
- (3) 住宅の用に供する部分の占有面積(当該住宅の一部を事業用として使用している場合は、その部分を除く。)が、国土交通省の住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。

(対象費用)

第5条 応援金の交付の対象となる費用(以下「対象費用」という。)は、申請者世帯が近居又は同居をするために要する費用であって、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める費用とする。

- (1) 近居又は同居しようとする住宅が民間賃貸住宅の場合 契約時の礼金、権利金及び仲介手数料の合計額並びに引越し(国土交通省の許可を得ている事業者を利用するものに限る。以下同じ。)に要した費用
 - (2) 近居又は同居しようとする住宅が私宅の場合 契約時の仲介手数料及び不動産登記費用並びに引越しに要した費用
 - (3) 近居又は同居しようとする住宅が申請者世帯ではない方の世帯が所有等をしていた住宅の場合 引越しに要した費用
- 2 前項各号に掲げる費用は、申請者又はその世帯員が支払った費用に限り対象とする。

(応援金の額)

第6条 応援金の額は、対象費用の金額の範囲内とし、その額が30万円を超える場合は、30万円を限度とする。

- 2 応援金は、予算の範囲内で交付する。
- 3 応援金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 区長は、応援金の交付を受けようとする申請者に、近居又は同居する住宅に転居した日から90日以内に、世田谷区多世代近居・同居応援金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、申請させなければならない。

- (1) 子育て世帯及び親世帯の住民票の写し(世帯員全員のもので続柄の記載があるもの)
- (2) 子育て世帯及び親世帯が直系親族であることがわかる書類(戸籍全部事項証明書等)
- (3) 転入又は転居後の子育て世帯及び親世帯の住宅の位置及び直線距離がわかる図面
- (4) 子育て世帯及び親世帯の全員(交付申請時において、18歳未満の者を除く。)の住民税納税証明書又は非課税証明書
- (5) 対象住宅が新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有していることがわかる書類

- (6) 住宅の用に供する部分の占有面積がわかる書類
 - (7) 対象費用の支払いに関する領収書（対象費用に、引越しに要した費用が含まれる場合は、その見積書を含む。）
 - (8) 住宅施策等に関するアンケート
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

- 第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに応援金の交付の可否を決定し、世田谷区多世代近居・同居応援金交付決定通知書（第2号様式）又は世田谷区多世代近居・同居応援金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により応援金の交付を決定したときは、その日の翌月末日までに応援金を交付するものとする。
- 3 区長は、応援金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、応援金の交付を決定してはならない。

(交付決定の取消し)

- 第9条 区長は、前条の規定により応援金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、世田谷区多世代近居・同居応援金交付決定取消通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。
- (1) 偽りその他不正の行為により交付決定を受けたことが判明したとき。
 - (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定を取り消すことが適当であると区長が認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定による取消しをした場合において、既にその取り消しに係る部分の応援金を交付しているときは、世田谷区多世代近居・同居応援金返還命令書（第5号様式）により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

- 第10条 区長は、前条の規定により応援金の返還を命じたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 2 区長は、応援金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の計算)

第11条 前条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた応援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(調査等への協力)

第12条 区長は、この要綱に基づく子育て世帯及び親世帯に対し、近居又は同居の効果等の検証のためアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(業務の委託)

第13条 区長は、応援金の交付に係る業務のうち一部を民間事業者等に委託することができる。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1号の規定（私宅及び民間賃貸住宅に係る部分に限る。）は、令和8年4月1日以後に、売買契約若しくは建築工事請負契約又は賃貸借契約を締結したものに適用する。
- 3 第4条第1号の規定（申請者世帯ではない方の世帯が所有等をしていた住宅に係る部分に限る。）は、令和8年4月1日以後に、転居したものに適用する。